

和歌山医療社会事業協会規約

(会の名称及び事務所)

第1条 この会は、和歌山医療社会事業協会という。但し、事務局は別に設ける。

(目的)

第2条 この会は、医療社会事業の分野から円滑なる医療の遂行を図るため、会員相互の協力により、その資質を高め、地位の確立をはかり、もって社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- ・ 医療社会事業に関する知識及び技術の向上を図ること
- ・ 医療社会事業に関する調査研究を行うこと
- ・ 関係機関との連絡調整に関すること
- ・ その他目的達成に必要と認められること

(会員)

第4条 この会の会員は、正会員、賛助会員とする。

- 2、正会員は、この会の趣旨に賛同し、医療社会事業の推進に協力する個人とする。
- 3、賛助会員は、この会の趣旨に賛同し、医療社会事業の推進に協力する個人並びに団体とする。

(会費)

第5条 会員は次の区分によって会費を納めなければならない。

正会員	年額	4千円
賛助会員(個人・団体)	年額	1口1万円 1口以上

- 2、既納の会費は、返還しないものとする。

(入会)

第6条 この会の会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

(退会)

第7条 会員は、その旨を会長に届出て退会することができる。

- 2、会費を2年以上納入しないときは退会したものとみなす。

(役員)

第8条 この会に次の役員をおく。

- ・ 運営委員は8名以上15名以内とする。
- ・ 運営委員のうち、会長1名、副会長2名以内、会計2名をおく。
- ・ 監事2名をおく。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は次のとおりとする。

- ・ 会長は、この会を代表し会務を統括する。
- ・ 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるときにはその仕事を代行する。
- ・ 会計は、この会の財産の管理を行う。
- ・ 運営委員は、運営委員会を構成し、総会の決議に基づき、この会の業務を執行する。
- ・ 監事は会務を監査する。

(役員を選任)

第10条 役員は、正会員の中から総会において選任する。

- 2、運営委員は、運営委員会の決議により、会長、副会長、会計を選定する。

(役員任期)

第11条 役員任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

2、補欠により役員に就任した者の任期は、前任者の残任期とする。

(運営)

第12条 この会を運営するために次の機関をおく。

- ・ 総会
- ・ 運営委員会

(総会)

第13条 総会は、正会員をもって構成し、この会の最高の議決機関であつて、毎年1回会長が招集する。

2、総会は、正会員の過半数が出席しなければならない。但し委任状をもってこれにかえることができる。

3、総会の議長は、出席正会員のなかから選出する。

(総会の議決事項)

第14条 総会では、次の事項について議決する。

- ・ 規約の改廃
- ・ 事業計画
- ・ 予算及び決算
- ・ その他の重要事項

(運営委員会)

第15条 運営委員会は、運営委員をもって構成し会長または運営委員が必要と認めたとき、会長が招集する。

2、会の会務の執行に関する事項を協議する。

(経費)

第16条 この会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

(会費納入期)

第17条 この会の会費の納入期日は、毎年6月30日までとする。但し、期日以降の入会者は、入会申し込みと同時に納入するものとする。

(会計年度)

第18条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(附則)

第19条 この規約の施行にあたって必要な事項は、運営委員会を経て別に定める。

第20条 この規約は平成13年7月21日より施行する。

【附則】

- ・ この協会の事務局は、医療法人裕紫会中谷病院へおく。
平成23年4月16日より施行する。

平成27年5月16日 第8条を改正し、施行する。

平成29年4月1日 第5条を改正し、施行する。

令和元年6月16日 第8条ならびに第10条を改正し、施行する。なお、第10条を新たに定めたため、それ以降の条番号を改正し、施行する。